

## 東京都運輸事業者向け

### 燃料費高騰緊急対策事業支援金について

多摩支部会員の皆様におかれましては、現下の燃料や物価の高騰で大変苦慮されていることかと存じます。この現在の情勢を鑑み、東京都が運送事業者に向けた緊急の補助金の制度を創設致しましたので、ここに情報提供させていただきます。

種別	交付額
一般または特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車 【緑ナンバーのトラック】	1台当たり <b>23,000 円</b>
貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車 【黒ナンバーのトラック】	1台当たり <b>8,000 円</b>

- ※ 都内に営業拠点を有する、中小企業基本法に規定する中小貨物運送事業者（資本金3億円以下または従業員数300名以下）であることが条件です。
- ※ 都内ナンバーで、令和3年10月1日から令和4年12月1日まで継続して上記事業に使用している車両が対象です。
- ※ 本支援金と同様の支援（保有車両に対する燃料費高騰分の支援）を創設している都内他自治体とは重複して申請出来ない可能性がございます。ご不明な点は都市整備局までお問い合わせ下さい。  
(例：三鷹市など。ただし三鷹市の制度の方が、今回の都の制度よりも一台あたりの補助額が大きいので、どちらの制度をご活用されるかは要件等をよくご確認ください。)
- ※ その他にも細かな要件がございます。**申請の前に要綱を必ずご確認ください。**

- 1 申請方法 : 専用サイト（※現状未開設）からのオンライン申請又は郵送による申請
- 郵送申請の場合、書類の確認に時間がかかる場合があるので、原則としてオンライン申請をご利用頂きたいとのことです。
  - 郵送書類については、現状は「東京都都市整備局」のホームページからダウンロードが可能です。また、専用サイトの開設後はそちらからもダウンロード可能となる予定のことです。

- 2 申請期間 : 令和4年12月1日(木)～令和5年2月15日(水)(必着)

〔 令和4年12月1日(木) → 郵送による事前申請受付開始  
令和4年12月下旬以降 → オンライン申請受付開始(郵送も可) 〕

《この件に関するお問い合わせ先》

(一社)東京都トラック協会多摩支部 TEL: 042-524-3469  
東京都 都市整備局 都市基盤部 調整課 TEL: 03-5388-3317